

参考資料

1 内外における再生可能エネルギー政策をめぐる簡単な経緯

固定価格買取制度（フィードインタリフ制度）とは、地球温暖化への対策やエネルギー源の確保、環境汚染への対処などの一環として、再生可能エネルギーの普及拡大の目的で用いられる制度である。

設備導入時に一定期間の助成水準が法的に保証されるほか、生産コストの変化や技術の発達段階に応じて助成水準を柔軟に調節できる。適切に運用することにより、費用当たりの普及促進効果が最も高くなるとされる。ドイツ、デンマークなどで大きな成果を上げEU諸国では再生可能エネルギー導入政策の主流となりつつある。またアメリカでも6州が導入し、さらに拡大の見通しとなっている。

経済産業省はこれまで「新エネルギー」の拡大のためには固定枠制を定めたRPS（Renewable Portfolio Standard）法（2002年）を基本としてきたが、その導入目標自体が低く、また価格も市場原理に委ねられ、また系統連系を理由とする再生可能エネルギーに対する不合理な制約などが障害となり、再生可能エネルギーの拡大は足踏み状態が続いてきた。

政府は地球温暖化対策として、太陽光発電の導入量を20年に現在の10倍、30年には40倍に拡大する目標を掲げている。太陽光発電については2009年1月、太陽光を導入した家庭に標準的な設備で20万～25万円程度の補助金を出す制度を導入し、電気料金の値上げにつながる固定価格買取制度には消極的だった。

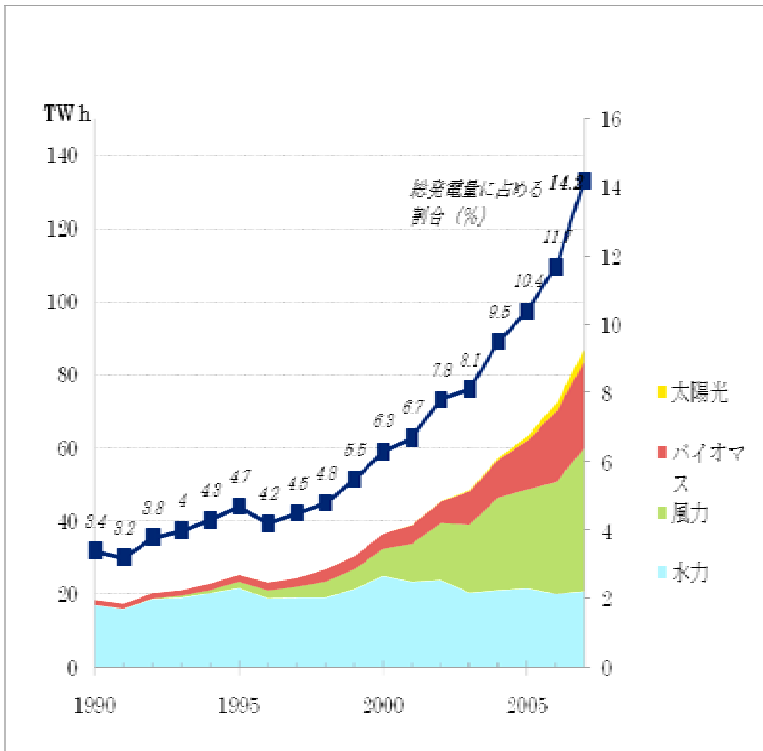
2 固定価格制に関するこれまでの当連合会見解

（1）当連合会は2000年第43回人権擁護大会における「エネルギー政策の転換を求める決議」において、「エネルギー政策の根本的転換を求め」、「エネルギー消費削減に積極的に取り組み、再生可能エネルギーの研究・開発のために、公的助成と電力買取義務の制度化を内容とする自然エネルギー促進法を制定する」ことなどを提案していた。

（2）当連合会は2006年11月には「地球温暖化防止対策の強化に向けて（意見書）」を公表し、「自然エネルギーによる電力について固定価格による全量買取を保証する法制度を導入する。」「自然エネルギーによる電力につき少なくとも10%の導入目標値を設定し、それに見合った初期投資資金を援助する大幅な予算措置を講じ、また、エネルギー税、炭素税を導入して自然エネルギーから得られる電力は課税の対象外とする等優遇策を進める。」との提言をまとめている。

ドイツにおける固定価額買取制度について

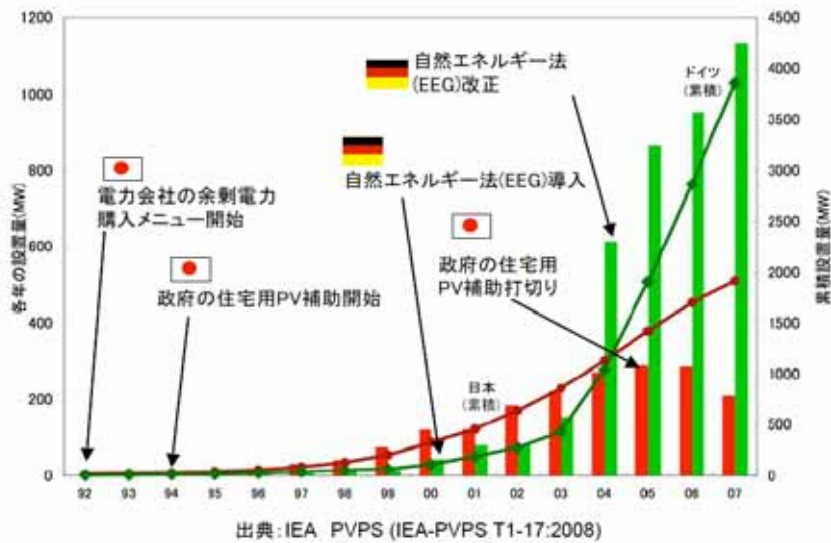
ドイツにおける再生可能エネルギー発電量の推移



出典 ドイツ連邦環境省「再生可能エネルギーの数値」(2008.6)

ドイツの太陽光発電の導入拡大と我が国の停滞

- 日本は、単年度では2004年、累積では2005年にドイツに抜かれて世界一から転落。
- その後はさらに差が広がっており、単年度導入ではスペインにも抜かれた。



©環境エネルギー政策研究所

出典 「自然エネルギーを中心とする今後のエネルギー対策について」 飯田哲也 中央環境審議会地球環境部会 (第84回, 2009年2月10日) 配付資料3

* 解説

ドイツでは、1991年から電力小売価額の65～90%の価額による再生可能エネルギー電力の買取制度が導入された。この買取制度は90年代の風力発電量の伸びにつながったが、その他の再生可能エネルギーの普及には結びつかなかった。

ところが、2000年に再生可能エネルギー法が制定され、固定価額による買取制度が導入され、再生可能エネルギーによる発電量が爆発的な勢いで拡大はじめ、2007年には発電総量の14.2%を再生可能エネルギーが占めるまでに至っている。

買取価額は再生可能エネルギーの種類と設備容量に応じて、投資の回収を担保する水準に設定され、原則として20年間固定されている。

ドイツにおいても2004年以降太陽光発電が急速に拡大しているが、太陽光発電は他の再生可能エネルギーによる発電に比べ発電量が小さいため、再生可能エネルギーの発電総量を押し上げる効果は乏しい。

なお、ドイツにおいては法律で買取義務及び買取価額が定められており、投資回収を法的に担保していると同時に、買取に伴う負担を消費者に転嫁することになるので、電力関係会社に対し徹底した情報公開義務をかしている。

(再生可能エネルギー法の関連条文)

16条 買取請求権

1項 送電網事業者は、もっぱら再生可能エネルギー又は炭鉱ガスによる発電施設の操業者から、最低でも18条ないし33条の規定による価額で電力を買い取らなければならない。

32条 太陽光エネルギー

1項 太陽光発電の買取義務はキロワット時あたり31.94セントとする。

33条 建造物における太陽光エネルギー

1項 もっぱら建造物の上若しくは横、又は、騒音防止壁に設置された太陽光発電施設からの電力の買取価額は、

- 1 発電量30キロワット時以下 43.01セント
- 2 発電量100キロワット時以下 40.91セント
- 3 発電量1メガワット時以下 39.58セント
- 4 発電量1メガワット時超 33.00セント

とする。

2項 第1項1号の発電量30キロワット時以下の施設からの電力の買取価額は、施設の操業者または第三者が施設から近接する場所において発電した電力を自ら使用しこれを証明した場合には、キロワット時あたり25.01セントとする。